

JPOPF-ST

APNIC 58に向けた意見交換ミーティング

2024.08.28

JPOPF運営チーム

ポリシー提案の状況

| & | Vwdlwxv | 提案名 |
|------------|---------|---|
| surs 048 : | 継続議論 | 一時的なISy7アドレス移転 Whp sru du #S y7 #Wudqvihuv |
| surs 048 < | 新規提案 | ISy9アドレス最小割り振りサイズの265から269への縮小 Uhgxfwlrq#ri#p lqjp xp #S y9#dærfdwlrq#vl}h#irup #265#r#269 |
| surs 0493 | 新規提案 | 256のISy7アドレスを分配可能な組織へのISy9アドレス初期割り当てサイズを277へ変更 Fkdqjh#S y9#lq lwdc#dvvlj qp hqw#r#277#iru#R uj dq l}dwlrqv#Hdj ledh#iru#256#S y7 |
| surs 0494 | 新規提案 | IrW用途のISy9アドレス X vlqj #S y9#iru#lqwhuqh#w#ri#k lqj v#IrW, |

prop-157:

一時的なIPv4アドレス移転

Temporary IPv4 Transfers

- 現在のポリシーでは考慮されていない一時的なIPv4アドレスの移転を許可する提案です。具体的には現在のポリシー文書に以下のような一時移転に関する文章を追加としています。
 - 一時的なIPv4アドレスの移転の際は、移転日と終了日が記録される。
 - 終了日は**30日前までの**移転元および移転先の合意により延長することができる。
 - ~~– 移転可能なアドレスサイズは、移転先あたり最大/22とする。~~
 - 一時的なアドレス移転期間におけるアドレス利用計画が必要となる。
 - 以下の遵守事項を守れない場合、一時移転が取り消される
 - 当該アドレスが不正利用された際に移転を取り消すことを移転条件に含ませる
 - 当該IPv4アドレスを広報する際にIPv6アドレスも広報する**ことし、IPv6展開を計画すること**
 - 移転するIPv4プレフィックスはRPKIを持たなければならない
 - IRRとGeo Locationを正しく更新すること
 - MANRSに準拠すること

※ 赤字が前回提案からの修正点

現文書

11.0. IPv4の移転

APNICは、未使用（市場）移転、合併・買収、過去のリソース移転を含む、すべての番号リソース（IPv4、IPv6、ASN）移転の公開ログを維持する。

提案文書

11.0. IPv4の移転

APNICは、未使用（市場）移転、合併・買収、過去のリソース移転を含む、すべての番号リソース（IPv4、IPv6、ASN）移転の公開ログを維持する。

一時的なIPv4移転の場合、ログには移転の最初の日付と最終的な日付が含まれる。永続的な移転の場合、最終日の値はないが、一時的な移転の場合、移転期間が終了した日付になる。

両当事者の合意により移籍期間が延長された場合、この値は更新されなければならない。この延長は、先に合意された終日日の最低30日前に予測されなければならない。

一時的な移転の場合、移転期間が終了すると、APNICはWhoisデータベースの元の登録情報を復元する。

APNICは、後続の委任が過去の委任と連続するように試みるが、これが可能であることを保証するものではない。

現文書

11.1. APNIC地域内での IPv4 アドレスの移転

APNICは、以下の条件に従い、現APNICアカウント保有者間のIPv4アドレス移転申請を処理し、記録する。

11.1.1. 移転するスペースの条件

最小移転サイズは/24である。アドレスブロックは以下のものでなければならない

- APNICが管理するアドレスの範囲内であること。
- 現在のAPNICアカウント保有者に割り振られているか、割り当てられていること。
- 移転されたアドレスブロックは、移転時からAPNICの現行ポリシーが適用されます。
- 103/8フリープールから分配されたアドレスは、分配後最低5年間は移転できない。

提案文書

11.1. APNIC地域内での恒久的及び一時的IPv4アドレスの移転

APNICは、以下の条件に従い、現APNICアカウント保有者間でのIPv4アドレスの**恒久的および一時的な**移転申請を処理し、記録する。

11.1.1. 移転するスペースの条件

最小移転サイズは/24である。

~~一時的な転送の場合、一人の移転先が取得できる最大プレフィックス(合計)は/22である。~~

アドレスブロックは以下のものでなければならない

- APNICが管理するアドレスの範囲内であること。
- 現在のAPNICアカウント保有者に割り振られているか、割り当てられていること。
- 移転されたアドレスブロックは、移転時からAPNICの現行ポリシーが適用されます。
- 103/8フリープールから分配されたアドレスは、分配後最低5年間は移転できない。

現文書

11.1.3. 移転先の条件

移転先は現行のAPNICポリシーに従う。既にIPv4リソースを保有していない受領者は、24ヶ月以内に譲渡されたリソースの利用に関する詳細な計画を示さなければならない。すでにIPv4リソースを保有している受領者は、以下のことが必要となる。

- 譲渡されたリソースを24ヶ月以内に利用するための詳細な計画を示すこと。
- 過去の利用率を示すこと。
- 過去の移転に関してAPNICのポリシーを遵守している証拠を提出すること。

提案文書

11.1.3. 移転先の条件

移転先は現行のAPNICポリシーに従う。既にIPv4リソースを保有していない受領者は、24ヶ月以内に譲渡されたリソースの利用に関する詳細な計画を示さなければならない。すでにIPv4リソースを保有している受領者は、以下のことが必要となる。

- 譲渡されたリソースを24ヶ月(**一時的な移転の場合は最初の移転期間**)以内に利用するための詳細な計画を示すこと。
- 過去の利用率を示すこと。
- 過去の移転に関してAPNICのポリシーを遵守している証拠を提出すること。

~~一時的な移転の場合、利用計画は24ヶ月ではなく、当初の予定移転期間とする。~~

現文書

(現文書無し)

提案文書

11.1.4. 一時移転の追加条件

一時的な移転には追加条件が付され、その条件が遵守されない場合、一時的な移転は直ちに取消される

- 当事者間の移転契約には、ネットワーク不正利用のためにリソースが使用された場合の移転取消条件が含まれていなければならない。
- 移転先は、移転されたリソースを広報するためのAS番号を持たなければならない。
- **移転先は、IPv4移転リソースとIPv6リソースをアナウンスし、IPv6展開を計画しなければならない。**
- 移転先は、移転されたリソースのRPKIを持たなければならない。
- IRRとGeo Locationが正しく更新されていること。
- 移転先はMANRSのベストプラクティスに従わなければならない。

The Secretariat's impact assessment ***JPOPF-ST***

• 質問：コメント

- 本提案による一時的な移転は、APNICインターネット番号リソースポリシーの11.1.2.項「移転元に関する条件」を継承することに留意されたい。
- 以下のような様々な状況を想定し、手続きや追加条件（例えば、譲渡契約のひな型に基づく）を策定する必要がある：
 - 移籍元と移籍先の間で意見の相違がある場合。移籍元がキャンセルを要求したが、受領者がそれを拒否した場合、または、移籍先が移籍延長を要求したが、移籍元がそれを拒否した場合。
 - 提供元がMANRSのベストプラクティスの遵守、IRRおよびジオロケーションの正しい更新に関する方針違反を主張する場合。
 - 移転元および/または移転先のアカウントが何らかの理由で閉鎖された場合（未払い、会社の登録抹消など）の資源の扱い。
 - 移転元が買収され（合併または買収シナリオなど）、買収側のアカウント保有者が一時的に移されたリソースを含め、すべてのリソースを別のアカウントに移管するよう要求した場合。

• 実装：

- 12か月以内に完了見込み

prop-159:

IPv6アドレス最小割り振りサイズの/32から/36への縮小

Reduction of minimum IPv6 allocation size form /32 to /36

Reduction of minimum IPv6 allocation size form /32 to /36

- IPv6アドレスの最小割り当てサイズを/32から/36へ縮小させる提案です。
- IPv4アドレス最大割り当てサイズ(/23)の分配を受けた組織のAPNIC年会費がAUD1,546なのに対し、追加でIPv6アドレスの分配(/32)を受けた組織のAPNIC年会費はAUD2,025となり、約30%程年会費が上昇すると提案者は指摘しています。本提案ではIPv6アドレスの最小割り当てサイズを/32から/36に縮小することで、IPv6アドレスの分配を受けてもAPNIC年会費を上昇させないようにしています。

IPv6アドレス最小割り振りサイズの/32から/36への縮小

新規提案

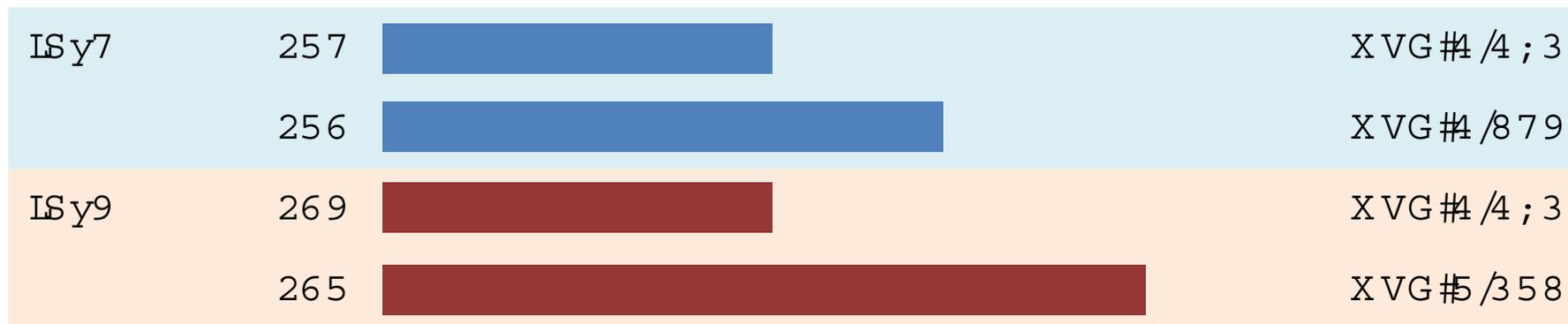
JPOPF-ST

Reduction of minimum IPv6 allocation size form /32 to /36

- IPアドレス分配量とAPNIC年会費(2024年)

- APNIC Member Fee Calculator

- <https://www.apnic.net/get-ip/apnic-membership/how-much-does-it-cost/member-fees-calculator/>



kwsv=22z z z 1dsq1f1qhw2frp p xqlw|2srdf |2sursrvdov2surs 048<

JPOPF-ST

The Secretariat's impact assessment ***JPOPF-ST***

- 質問：コメント
 - 2019 年以降、2776 のアカウント保有者が/23 IPv4 の割り当てを受けた。
 - このうち1,321組織が/48 IPv6も取得している。
 - このうち805組織は/32 IPv6も取得している。
 - 650組織はIPv6を取得していない
- 実装：
 - 3か月以内に完了見込み

prop-160:

/23のIPv4アドレスを分配可能な組織へのIPv6アドレス初期割り当てサイズを/44へ変更
Change IPv6 Initial assignment to /44 for Organizations Eligible for /23 IPv4

- IPv6アドレスの初期割り当てサイズを以下のように変更する提案です。

| | 現状のIS y9分配サイズ | 提案のIS y9分配サイズ |
|------------------------|---------------|---------------|
| IS y7アドレスを256割り当て可能な組織 | 265 | 277 |
| IS y7アドレスを257割り当て可能な組織 | 27 ; | 27 ; |

- 現在/23のIPv4アドレスの分配を受けてることができる組織には、/48のIPv6アドレス空間の分配では小さすぎると主張しています。

The Secretariat's impact assessment ***JPOPF-ST***

- 質問：コメント

- 「割り当て」「割り振り」の用語を統一すべき
- /23のIPv4の割り当てを受けることができるAPNICアカウント保有者は、自動的に/48ではなく/32 IPv6の割り当てを受けることができる。これらのアカウント保持者の中には、様々な理由で/48割り当てを選択する者もいるが、既存のポリシーに基づき、より大きなIPv6割り当てを申請することは可能である。
- Problem Statementでは/48には技術的な制約があることに言及しているが、提案されているポリシーの解決策では、「/24のIPv4割り当てを受けたアカウント所有者は、/48のIPv6アドレスブロックを受け資格がある」と記載されている。提案のポリシーは、/24 IPv4ではなく、/23 IPv4 を利用するアカウント保持者に利益をもたらすものである。

- 実装：

- 3か月以内に完了見込み

prop-161:

IoT用途のIPv6アドレス

Using IPv6 for Internet of Things (IoT)

Using IPv6 for Internet of Things (IoT)

- ポリシー文書にIoT用途のIPv6分配に関する条項を追加する提案です。
- 現在のポリシー文章にはIoT向けのIPv6アドレス分配に関する規定がなく、特にIPv6アドレスを非電子機器に対して識別子等に利用するケースも存在することから、明確な条項を設けることによりIoT業界からのニーズに対応したいと提案者は主張しています。

Using IPv6 for Internet of Things (IoT)

現文書

(現文書無し)

提案文書

8.2.3 モノのインターネット (IoT) へのIPv6の使用

IPv6アドレスは、電子機器や非電子機器を含むIoTオブジェクトに割り当てることができる。IoT用のデフォルトの初期IPv6割り当てサイズは/32である。

8.3.4. 追加割り当てサイズ

アカウント所有者が、割り当てられたアドレス空間の許容可能な利用率を達成した場合、そのアカウント所有者に割り当てられたアドレス空間の2倍となる追加割り当てを得る資格を直ちに有する。
(略)

8.3.4. 追加割り当てサイズ

アカウント所有者が、割り当てられたアドレス空間の許容可能な利用率を達成した場合、そのアカウント所有者に割り当てられたアドレス空間の2倍となる追加割り当てを得る資格を直ちに有する。
(略)

IoTオブジェクトは、IPv6ポリシーに従ってIoTサービスの追加割り当てサイズを評価する際に通常のシングルホストとしてカウントされる。

The Secretariat's impact assessment ***JPOPF-ST***

- 質問：コメント

- IoTのためのIPv6の利用は、現在のAPNICポリシーでは/48割り当てや/32割り当ての要求を拒否する根拠にはならない。
- インターネット上の非電子アイテムの情報をホストするための IPv6 の利用は、すでに許容されるユースケースであろう。説明されているように、組織が独自の IoT 展開のために IPv6 アドレスを要求することは、割り振り基準ではなく割り当て基準に該当すると思われる。
- IPv6 ガイドライン文書（APNIC-114）の更新を提案することを検討してもよいのではないか。
- 会員料金は APNIC 理事会が設定するものであり、本提案を「APNIC会費の削減に資する」という文脈で考えるべきではないと。

- 実装：

- 3か月以内に完了見込み

日時： 2024年2月15日(木) 15:00-16:00

参加方法：以下より参加登録

<https://apnic.zoom.us/meeting/register/tJUodOirrTgjGNJPCmYCXBN0BhjCxbmydB53>

JPOPF-ST